

特別養護老人ホーム 夢

契約書

～入居用～

当事業所は介護保険の指定を受けています
介護保険事業所番号(3390400095)

当事業所はご契約者に対して特定介護老人福祉施設サービスを提供します。事業所の概要、提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

目次

第1条	契約の目的
第2条	適用期間
第3条	利用者からの解除
第4条	当施設からの解除
第5条	記録
第6条	利用料金
第7条	身体の拘束等
第8条	秘密の保持
第9条	緊急時の対応
第10条	要望又は苦情の申し出
第11条	賠償責任
第12条	公的機関への手続き
第13条	利用契約に定めない事項

(契約の目的)

第1条 特別養護老人ホーム 夢（以下「当施設」という）は、原則要介護3以上の状態と認定された入居者（以下「入居者」という）に対し、介護保険法の要旨に添って、入居者が持つ各能力に応じ自立した日常生活を送ることが出来るようにするとともに、自宅と同様の環境の中で生活を送っていくことを目指した介護福祉施設サービスを提供し、一方、利用者及び入居者の家族等の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、入居予定者が契約書を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 入居者は、前項に定める事項の他、本契約の改定が行われない限り、初回入居時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することが出来るものとします。

(利用者からの解除)

第3条 入居者及び身元引受人は、当施設に対し、退居の意思表示をすることにより、本契約に基づく入居利用を解除・終了することが出来ます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、入居者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入居利用を解除・終了することが出来ます。

- ① 入居者が要介護認定において自立、要支援、または要介護1、2と認定された場合、当施設において定期的実施される入居継続検討会議において、在宅生活が出来ると判断された場合
- ② 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護福祉サービスの提供を超えると判断された場合
- ③ 入居者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を3ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず支払わなかった場合
- ④ 入居者が、当施設、当施設の職員または他の入居者に対して入居継続が困難になる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設に入居していただくことが出来ない場合

(記録)

第5条 入居者及び身元引受人は、連携して当施設に対し、本契約に基づく介護福祉施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を退居後5年間は保管します。

- 2 当施設は、入居者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、身元引受人その他の者（入居者の代理人を含みます。）に対しては、入居者の承諾、その他必要と認められた場合に限り、これに応じます。

(利用料金)

第6条 入居者及び身元引受人は、連携して当施設に対し、本契約に基づく介護施設サービスの対価として、利用単価ごとの料金を基に計算された月ごと合計額及び、入居者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、入居者の経済状況等に変動があった場合、また法改定に伴うものに関して、上記利用料金表を変更することがあります。

- 2 当施設は、入居者及び身元引受人に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を10日までに作成します。入居者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の月末まで（口座振替の方は27日に引き落とし、土日祝日の場合は次の日）に支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

- 3 当施設は、入居者及び身元引受人から、第6条1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、入居者または身元引受人に対して、領収書を発行します。

(身体拘束等)

第7条 当施設は、原則として入居者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむ得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た入居者または身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第3者に漏らしません。ただし、次の号についての情報提供については、当施設は、入居者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行うこととします。

介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への医療情報の提供。

- 2 前項に掲げる事項は、退居後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、入居者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、入居者に対し、当施設における介護老人福祉施設サービスでの対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合他の専門的機関を紹介します。

- 3 前2項のほか、入居中に心身の状態が急変した場合、当施設は、入居者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情の申し出)

第10条 入居者及び身元引受人は、当施設の提供する介護老人福祉施設サービスに対しての要望・苦情等について、担当生活相談員に申し出ることができまたは、文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることが出来ます。

(賠償責任)

第11条 介護老人福祉施設サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、入居者が損害を被った場合、当施設は、入居者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 入居者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、入居者及び身元引受人は、連携して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(公的機関への手続き)

第12条 入居者が公的機関への手続きが必要になった場合は、代行で行うことが来ます。

(利用契約に定めない事項)

第13条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入居者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

⑩

(身元引受人)

住所

氏名

⑩

(当施設)

事業所住所

岡山県玉野市山田468-1

事業者名

社会福祉法人 真生会
特別養護老人ホーム 夢

代表者氏名

理事長 奥池 静雄 ⑩